

整理番号	福祉一条申－1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）（指定管理者）
処分の名称	大阪市立社会福祉センターの使用許可申請
概 要	大阪市立社会福祉センター条例により大阪市天王寺区東高津町に設置している、大阪市立社会福祉センター施設の使用許可
根拠法令等 及び条項	大阪市立社会福祉センター条例第5条、大阪市立社会福祉センター条例施行規則第2条(https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要。 （１）公安又は風俗を害するおそれがないこと。 ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいう。 ○以下の場合、該当するとされることがある。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合。 ・ わいせつな行為を行う場合。 ・ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合。 （２）建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○以下の場合、該当するとされることがある。 ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・ 旗竿などを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 （３）管理上支障がないこと ○「管理上支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の管理・補修など施設の管理上の支障をいう。 ○以下の場合、該当するとされることがある。 ・ 定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上支障がある場合 （４）暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益とならないこと。 （５）その他不適当と認める事由がないこと。 上記の各号に該当しない場合でも、個々のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合がある。 ◎施設の使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載し、指定管理者に提出しなければならない。 （１）申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) （２）使用の日時 （３）使用の目的 （４）使用しようとする施設及び附属設備 （５）使用予定人数 （６）入場料その他これに類する料金の徴収の有無 （７）その他指定管理者が必要と認める事項
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	社会福祉センター管理事務所
提出時期	随時（9：30～17：00）
提出方法	「使用許可申請書」に使用料を添えて申請。
手数料	なし
相談窓口	社会福祉センター管理事務所
ホームページ	https://www.cityv.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分の名称	大阪市立社会福祉センターの使用料減免申請
概 要	大阪市立社会福祉センター条例により大阪市天王寺区東高津町に設置している、大阪市立社会福祉センターの使用料減免申請
根拠法令等 及び条項	大阪市立社会福祉センター条例第11条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市立社会福祉センター使用料減免基準
審査基準	◎市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 1 使用料を免除することができる場合 社会福祉センターに団体事務所を設置する団体が、市民の社会福祉向上のために行う事務事業に関して使用する場合 (ただし、第2会議室と第5会議室に限る。) 2 使用料を減額することができる場合 (1) 大阪市の委託した社会福祉事業に関して使用する場合 (2) 障がい者の福祉向上を図るために設立された団体が、その目的達成のために使用する場合 (3) その他、福祉局長が市民の福祉向上に寄与する事業と認めた場合 (4) 前3号に該当する場合の減額率は所定の使用料の5割とする。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	社会福祉センター管理事務所
提出時期	使用許可申請時
提出方法	「使用許可申請書」に「使用料免除・減免申請書」を添えて申請。
手数料	なし
相談窓口	社会福祉センター管理事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-3
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分の名称	大阪市立社会福祉センターの使用料還付申請
概 要	大阪市立社会福祉センター条例により大阪市天王寺区東高津町に設置している、大阪市立社会福祉センターの使用料還付申請
根拠法令等 及び条項	大阪市立社会福祉センター条例第12条、大阪市立社会福祉センター条例施行規則第5条(https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 ○災害その他特別の事由により会議室又は附属設備を使用することができなくなったとき ○使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき ○使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部経理・企画課管財グループ
提出時期	還付すべき事案が発生後、すみやかに。
提出方法	福祉局総務部経理・企画課管財グループまで必要な書類をご提出ください。（詳細については担当課までご連絡ください。）
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部経理・企画課管財グループ
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備 考	

整理番号	福祉一条申－4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分の名称	指定管理予定者の選定（大阪市立社会福祉センター）
概 要	大阪市立社会福祉センター条例第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定している。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 設置の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
根拠法令等 及び条項	大阪市立社会福祉センター条例第17条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	1. 施設の設置目的の達成及びサービスの向上 ○管理運営 施設の管理運営方針・手法、平等利用の確保、管理運営にあたっての職員体制、危機管理 ○事業計画 事業計画、利用促進・サービス向上策、利用者の満足度の把握について 2. 管理経費の縮減について ○収支計画、支出見込み・収入見込みの妥当性、経費削減策等 3. 応募団体に関する項目 ○経営方針、経営状況、同種施設の運営実績、専門性の有無、職員研修の実施 4. 応募団体の取組みとして評価すべき事項 ○環境への取組み、各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等、個人情報保護に対する具体的な取組み
標準処理期間	約1か月
経由日数	なし
提出先	福祉局総務部経理・企画課管財グループ
提出時期	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載の提出時期によります。
提出方法	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載する提出書類を福祉局総務部経理・企画課管財グループへ提出。
手数料	なし
相談窓口	福祉局総務部経理・企画課管財グループ
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・太平ビルサービス大阪株式会社共同体）
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センター使用許可申請
概 要	大阪市社会福祉研修・情報センターの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなりません。 「審査基準」の項目に掲げる事項に該当しなければ、指定管理者により使用が許可されます。 ただし、施設を使用しようとする者が使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認したうえで許可を行います。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第6条及び第7条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用許可がなされません。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき
標準処理期間	2 日
経由日数	無し
提出先	大阪市社会福祉研修・情報センター
提出時期	随時
提出方法	「大阪市社会福祉研修・情報センター施設使用許可申請書」を大阪市社会福祉研修・情報センターへ提出してください。
手数料	無し
相談窓口	大阪市社会福祉研修・情報センター
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センター使用料の減免申請
概 要	大阪市社会福祉研修・情報センターの施設の使用許可を受けた者は、使用料を納付しなければなりません、「審査基準」の項目に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、使用料を減免される場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第13条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次の各号のいずれかに該当する場合は使用料を減免される場合があります。 (1) 社会福祉に関する本市の事務又は事業のために使用するとき (2) 本市が交付する補助金及び利子補給金の交付の対象となる社会福祉に関する事務又は事業のために使用するとき (3) 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	2 日
経由日数	2 日
提出先	大阪市社会福祉研修・情報センター
提出時期	随時
提出方法	「大阪市社会福祉研修・情報センター使用料減額免除申請書」を大阪市社会福祉研修・情報センターへ提出してください。
手数料	無し
相談窓口	大阪市社会福祉研修・情報センター
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センターの施設の使用料還付申請
概 要	大阪市社会福祉研修・情報センターの施設の使用料を既に納付した者が、以下の審査基準に該当する場合に、その使用料の還付を受けるための申請です。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第14条及び大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則第5条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	既納の使用料は原則として還付されませんが、次のいずれかに該当する場合に、その全部又は一部を還付されることがあります。 (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき
標準処理期間	18日
経由日数	無し
提出先	大阪市社会福祉研修・情報センター
提出時期	還付すべき事案が発生後、速やかに提出してください。
提出方法	使用料の還付に係る請求書等の必要書類を、大阪市社会福祉研修・情報センターへ提出してください。 (詳細については所管課までご連絡ください。)
手数料	無し
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センター指定管理予定者の選定
概 要	大阪市社会福祉研修・情報センターの指定管理者の指定を受けようとする法人等は指定管理者指定申請書を市長に提出しなければなりません。 市長は、指定申請の内容を「審査基準」に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定します。 なお、「審査基準」に掲げる（欠格条項）に該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができません。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第17条及び第18条、第19条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	・市長は指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定します。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) センターの設置目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと （欠格条項） ・次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができません。 (1) 破産者で復権を得ない者 (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市または他の公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者 (3) その役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものの代表または管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第1号に該当する者 イ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けなくなった日から2年を経過しない者 ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
標準処理期間	4 か月
経由日数	無し
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	指定管理予定者の募集時
提出方法	市規則で定めるところにより、センターの管理運営に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した「指定管理者指定申請書」を福祉局生活福祉部地域福祉課に提出してください。
手数料	無し
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課
処分の名称	大阪市大学奨学金の返還免除申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の全部または一部の返還を免除することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例55号）第9条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第30号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例（平成22年大阪市条例第48号）第2条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則（昭和57年大阪市規則第128号）第11条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市規則第64号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（平成22年大阪市規則第125号）第2条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市大学奨学金返還債務取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000253246.html)
審査基準	大学奨学金の返還が免除されるのは、奨学金の貸与を受けた者が以下のいずれかに該当する場合です。 ・死亡したとき、心身に著しい障害を受けたとき（※1）その他やむを得ない事由（※2）により奨学金を返還できなくなったと認められるとき ・奨学金の貸与を受けた者の属する世帯（その者が父母と同居していない場合にあってはその者（その者が主として他人の収入により生計を維持する者である場合にあってはその者及びその父母））が市長が定める所得の基準（※3）に該当することにより、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき ・返還の始期が平成14年3月31日以前である借受者のうち、同日以前において、借受者に対し奨学金の返還に充てるための費用を交付する事業で、本市がその必要性を認めて当該事業を行う者に対し補助金を交付するもの（市長が定めるものに限る）において、当該補助金の交付の条件として本市が定めた返還費用の交付対象者の基準に適合し、返還費用の交付を受けたことがある者（交付基準に適合したが、前項の規定により奨学金の返還を免除されたことにより、返還費用の交付を受けなかった者を含む） ※1「心身に著しい障害を受けたとき」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）身体障害者手帳1級又は2級を所持するとき （2）大阪市療育手帳制度実施要綱に規定する療育手帳Aを所持するとき （3）精神障害者保健福祉手帳1級を所持するとき ※2「その他やむを得ない事由」とは、借受者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不明であることをいいます ※3「市長が定める所得の基準」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）市民税所得割が非課税であるとき （2）申請日の属する年の1月1日において、前年（前年の所得が確認できない者については、前々年）の全所得が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき
標準処理期間	約90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課
処分の名称	大阪市大学奨学金の返還猶予申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の返還を猶予することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例55号）第10条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第30号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則（昭和57年大阪市規則第128号）第12条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市規則第64号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金返還債務取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000253246.html)
審査基準	大学奨学金の返還が猶予されるのは、奨学金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由（※1）により奨学金を返還することが著しく困難であると認められる場合です。 ※1「その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）失業及び廃業その他の事情により著しく収入が減少し、市長が定める所得の基準（※2）に該当すると認められるとき （2）所在が不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不明であるとき ※2「市長が定める所得の基準」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）市民税所得割が非課税であるとき （2）申請日の属する年の1月1日において、前年（前年の所得が確認できない者については、前々年）の全所得が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html
備 考	

整理番号		福祉一条申－11	
申請に対する処分個別票			
所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)		
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課		
処分の名称	大阪市大学奨学金の遅延利息減免申請		
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の遅延利息を減免することがあります。		
根拠法令等 及び条項	大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例55号）第11条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第30号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則（昭和57年大阪市規則第128号）第13条 （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市規則第64号） （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市大学奨学金返還債務取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000253246.html) 大学奨学金債権管理マニュアル （教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）		
審査基準	大学奨学金の遅延利息が減免されるのは、奨学金の貸与を受けた者が、罹災、失業・廃業、破産、無資力又はこれに近い状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき）であると認められるときです。		
標準処理期間	90日		
経由日数	なし		
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課		
提出時期	随時		
提出方法	持参又は郵送		
手数料	なし		
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課		
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html		
備 考			

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課
処分の名称	大阪市大学奨学金の返還期限の特例措置についての申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が奨学金を返還するべき期限を変更することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市大学奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例（平成22年大阪市条例第48号）第3条 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 大阪市大学奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（平成22年大阪市規則第125号）第3条 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 大阪市大学奨学金返還債務取扱要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000253246.html
審査基準	大学奨学金の返還期限が変更されるのは、債務の返還の始期に、20年から次の各号に掲げる期間を控除した期間を加えた期限を限度として定められる場合です。 （１）借受者が返還の請求を受けた債務の返還期間に相当する期間 （２）借受者が返還を免除された債務の返還期間に相当する期間
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-13
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 （06-6208-8825）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立西成市民館の使用許可申請
概 要	大阪市立西成市民館の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第 6 条(昭和39年3月19日条例第37号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎指定管理者は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に使用を認める。 （１）公安又は風俗を害するおそれがないこと ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいう。 ○以下の場合、この要件を満たさない。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物、揮発油等の危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚醒剤等を持ち込む場合 ・ 公然とわいせつな行為を行う場合 ・ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 （２）営利を目的としないこと ○「営利」とは、施設内において物品の販売、勧誘を行う等財産上の利益を目的とする行為のことをいう。 （３）建物又は附属設備を破損するおそれがないこと ○「破損」とは、物理的に物を破損することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含む。 ○以下の場合、この要件を満たさない。 ・ 不適切な取り扱いにより音響設備、照明設備、舞台設備を破損するおそれのある場合 ・ 旗竿や角材等を振り回して壁、照明器具等を破損するおそれのある場合 （４）管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性がある場合、施設の維持管理に支障を生じる場合等をいう。 ○以下の場合、この要件を満たさないことがある。 ・ 定員を超過することが予想され、消防法上問題がある場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられるような切迫した状態がある場合 ・ その他管理のため支障がある場合 （５）暴力団の利益とならないこと （６）その他不適当と認める事由がないこと ○上記の各号に該当する場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて使用を許可しない場合がある。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	大阪市立西成市民館
提出時期	随時
提出方法	大阪市立西成市民館使用許可申請書に使用区分に応じた使用料を添えて、直接施設へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立西成市民館
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 (06-6208-8825)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立西成市民館利用料金の減額申請
概 要	特別の事由があるときは、大阪市立西成市民館の施設及びその附属設備の使用にかかる利用料金を減額又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第10条6項(昭和39年3月19日条例第37号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎指定管理者は、次の場合に利用料金を減額し、又は免除することができる。 (1) 本市が公共の用に供する目的で使用するとき (2) 市長が公益上の必要その他特別な事由があると認めるとき ○概ね以下の場合をいう ・市民館事業及び社会福祉に関する事務又は事業で市民の社会福祉向上の目的で使用する場合 ・その他、公益的な行事又は集会で、市民の社会福祉の向上に寄与すると認めた場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	大阪市立西成市民館
提出時期	随時
提出方法	利用料金減免申請書を、直接施設へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立西成市民館
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 (06-6208-8825)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立西成市民館指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立西成市民館の管理は地方自治法第244条の2第3項(昭和22年法律第67号)の規定及び、大阪市立市民館条例第15条(昭和39年3月19日条例第37号)の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（指定管理者）に行わせることができるとしており、その指定に当たっては、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者として選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第15条(昭和39年3月19日条例第37号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎市長は、指定管理者の指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（指定管理予定者）として選定する。 （１）住民の平等な利用が確保されること （２）第2条の目的に照らし館の効用を最大限に発揮するとともに、館の管理経費の縮減が図られるものであること （３）館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること （４）前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと ※第2条（抄） 隣保協同の精神に基づき、施設の利用によって地域住民の福祉の増進及び生活の向上を図ること。
標準処理期間	3ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部自立支援課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	指定管理者募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部自立支援課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る出産育児一時金の支給
概 要	大阪市国民健康保険に加入されている方が妊娠12週以上の出産（注１）をされたときに、出産育児一時金として488,000円（産科医療補償制度（注２）加入済医療機関等での出産の場合は500,000円）を支給します。 （注1）妊娠12週以上の死産・流産の場合も支給の対象となります。 （注2）「産科医療補償制度」とは、分娩に関連してお子さんが重度の脳性麻痺になられた場合に、この制度から補償金が支払われることでお子さんとご家族の経済的負担を補償し、再発防止等を図るための制度です。ただし、妊娠週数22週未満の出産の場合は対象となりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例 第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 国民健康保険法 第58条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_4-Se_2-At_58)
審査基準	次のいずれにも該当する場合、出産育児一時金を支給することができます。 （１）被保険者としての資格を有する期間内での出産であること （２）妊娠12週以上の出産（死産・流産含む）であること ※被保険者資格取得後６か月以内の出産で、健康保険法等の規定によって出産育児一時金の支給を受けることのできる方には支給しません。
標準処理期間	1 か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	出産した日の翌日から２年以内
提出方法	出産育児一時金支給申請書に必要事項を記載のうえ、出産の事実を証明するもの、被保険者であることが確認できるもの、母子健康手帳、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの（大阪市国保に加入後６か月以内の出産の場合）、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座の分かる書類、医療機関等が交付した直接支払制度の利用に関する合意文書、差額の支給を受ける場合は医療機関等が出産育児一時金を受け取る額がわかる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369680.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-17
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る葬祭費の支給
概 要	大阪市国民健康保険の被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に葬祭費として5万円を支給します。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例 第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 国民健康保険法 第58条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_4-Se_2-At_58)
審査基準	葬祭費は、葬祭を行った者に対し支給を行います。
標準処理期間	1 か月前後
経由日数	なし
提出先	死亡した被保険者の最終住所地の区の区役所保険年金業務担当
提出時期	葬祭を行ったときから2年以内
提出方法	葬祭費支給申請書に必要事項を記載のうえ、埋・火葬許可証又は死亡の事実が確認できるもの、亡くなった方の被保険者であったことが確認できるもの、亡くなった方のマイナンバーが確認できるもの（大阪市国保に加入後3か月以内の死亡等の場合）、申請者の本人確認ができるもの（免許証など）、申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの、申請者の金融機関口座通帳又は振込口座の分かる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	死亡した被保険者の最終住所地の区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369684.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料に係る延滞金の減免
概 要	大阪市国民健康保険料を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じて延滞金を徴収しますが、災害その他特別の事由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができます。 延滞金の減免を受けようとする者は、審査基準の(3)から(5)までのいずれかに該当する場合を除き、延滞金減免申請書にその理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例 第19条 第2項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第20条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険料延滞金減免にかかる要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000384554.html)
審査基準	保険料に係る延滞金の減免が適用されるためには、次に掲げる事由に該当していることが必要です。 (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により重大な損害を受けたとき (2) 事業又は業務の休廃止、失業その他の理由により収入が著しく減少したとき (3) 保険料の徴収猶予の措置を受けたとき (4) 保険料の滞納処分の執行の停止がされたとき (5) 保険料に係る換価の猶予の措置を受けたとき (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	国民健康保険料延滞金減免申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、災害その他事由を証明する書類（被災証明書、失業となった事実が確認できる書類等）をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000384554.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料の徴収猶予
概 要	災害その他特別の理由により納付すべき大阪市国民健康保険料を一時に納付することができないと認められる場合には、納付することができないと認められる金額を限度として、6月(その者が急病の患者等として保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた者であるときは、その者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)以内の期間に限って、保険料の徴収を猶予することができます。 保険料の徴収猶予を受けようとする者は、徴収猶予申請書にその理由を証明する書類を添えて、保険料の納期限までに市長に提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第77条 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC0000000192) 大阪市国民健康保険条例 第20条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第17条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288624.html)
審査基準	保険料の徴収猶予が適用されるためには、次に掲げる事由に該当していることが必要です。 (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により重大な損害を受けたとき (2) 事業又は業務の休廃止、失業その他の理由により収入が著しく減少したとき (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	納期限まで
提出方法	国民健康保険料徴収猶予申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、徴収猶予の申請理由を証明する書類（被災証明、失業となった事実が確認できる書類等）をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000596405.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ (06-6208-7965)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料の減免
概 要	大阪市国民健康保険の被保険者が、災害その他特別の理由により大阪市国民健康保険料の納付が困難な場合には、その申請に基づいて当該世帯の収入などを勘案のうえ、保険料を減免します。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例 第21条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 第17条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288624.html) 東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000479127.html) ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険料の経過的減免措置に関する基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/fukushi/0000640052.html)
審査基準	【大阪市国民健康保険料徴収猶予、減免基準】 被保険者が、次のいずれかの要件を満たしているとき、保険料を減免することができます。 （１）倒産、失業、退職、廃業、休業、営業不振、又は病気などで現在の所得が大幅に減少すると認められるとき保険料の所得割額を減免率に応じて減免します。 （２）震災、風水害、火災その他これに類する災害により重大な損害を受けたとき、損害の程度により減免率を決定し、保険料の平等割額、均等割額及び所得割額を免除します。 （３）被保険者が少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき、又は刑務所、拘置所その他これに準ずる施設に拘禁されたときその期間に係る保険料の均等割額及び所得割額を免除します。なお、世帯全員が該当する場合は平等割額についても免除します。 （４）被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の資格を取得する65歳以上の被扶養者であった方（以下「旧被扶養者」といいます。）の所得割額を免除し、均等割額の2分の1を減免します。 （7割・5割軽減適用世帯を除く）なお、旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額の2分の1を減免します。 （7割・5割軽減適用世帯を除く）均等割、平等割については、旧被扶養者該当月から24か月を限度に減免します。 【東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準】 東日本大震災により、生活の本拠を置く住居等が被災した者及び避難を余儀なくされている方であり、本市国民健康保険に加入した方等について、災害の程度等により保険料を減免します。 【ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険料の経過的減免措置に関する基準】 世帯主が次のいずれにも該当する者であって、保険料の7割の軽減が適用されている世帯 （１）身元引受人のあるウクライナ避難民（査証に「UKR」の記載がある者） （２）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による補完的保護対象者の認定を受けていない者 （３）令和5年11月30日以前に入国し、かつ入国日から2年を経過しない者
標準処理期間	随時
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	国民健康保険料減免申請書に必要事項を記載のうえ、減免理由を証明する書類をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369751.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7983)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る傷病手当金の支給
概 要	国民健康保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている方）が、仕事を休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第58条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_4-Se_2-At_58) 大阪市国民健康保険条例 附則第4項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市国民健康保険条例施行規則 附則第4項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次のいずれにも該当する場合、支給することができます。 1. 国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）であること。 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために就労することができなくなったこと。 3. 給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。 ・支給対象期間 就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日 ・支給額の計算方法 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 3分の2 × 就労を予定していた日数 ・適用期間 令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、療養のため就労することができなくなった期間（ただし、入院が継続するときなどは最長1年6月まで） ・申請できる期限（時効） 労務に服することができなくなった日ごとに、その翌日から2年で時効となります。
標準処理期間	1 か月前後
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ
提出時期	支給するべき事由が生じたときから2年以内
提出方法	申請書、事業主の証明書、医師の意見書（医療機関を受診したとき）等が必要となりますが、事前に電話でご相談ください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499904.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	後期高齢者医療保険料に係る延滞金の減免
概 要	後期高齢者医療保険料を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じ、延滞金を課します。ただし、申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除します。
根拠法令等 及び条項	大阪市後期高齢者医療に関する条例 第9条 第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市後期高齢者医療に関する規則 第7条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市後期高齢者医療保険料の延滞金の減免に関する要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288449.html)
審査基準	次に掲げる事由に該当している場合には、延滞金の減免を行うことができます。 （１）震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が主たる居住の用に供している住宅、被保険者の家財その他の財産について著しい損害を受けたとき （２）被保険者又は連帯納付義務者の収入が、事業の不振、休業又は廃止、失業その他の理由により、著しく減少したとき （３）大阪府後期高齢者医療広域連合条例第17条第１項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合長から保険料の徴収猶予の措置を受けたとき （４）前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき ※「市長が特に必要があると認めるとき」とは、「大阪市後期高齢者医療保険料の延滞金の減免に関する要綱」による。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	延滞金減免申請書に必要事項を記載のうえ、災害等の事由を確認できる書類（罹災証明書、雇用保険法の失業等給付に関する書類等）をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288449.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用の許可
概 要	舞洲障がい者スポーツセンター及び長居障がい者スポーツセンターを利用しようする者は、指定管理者からの施設の使用許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例第6条
審査基準	第6条 別表第1に掲げる舞洲障害者スポーツセンターの施設及び別表第2に掲げる長居障害者スポーツセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・大阪市長居障がい者スポーツセンター
提出時期	随時
提出方法	個人使用申込書を各施設窓口へ提出
手数料	居住地等により異なりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・大阪市長居障がい者スポーツセンター
ホームページ	舞洲障がい者スポーツセンター：http://www.fukspo.org/maishimassc/ 長居障がい者スポーツセンター：http://fukspo.org/nagaiassc/
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用料の減免
概 要	障害者スポーツセンター条例第12条に該当する場合、特定施設の使用料を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例第12条
審査基準	（使用料の減免） 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を免除することができる。 （1） 法人その他の団体でその構成員の総数の2分の1以上の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが専用使用するとき （2） 本市の区域内に住所を有する障害者が特定施設を使用することに伴い必要であると市長が認める介護その他の支援を当該障害者に対して行う者が使用するとき 2 市長は、法人その他の団体でその構成員の総数の10分の1以上2分の1未満の者が本市の区域内に住所を有する障害者であるものが特定施設を専用使用するときの使用料にあっては、別表第1ア及び別表第2に定める金額の2分の1に相当する額を減額することができる。 3 前2項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の使用料を減額し、又は免除することができる。 （1） 障害者の福祉に関する本市の事務又は事業のために使用するとき （2） 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	2日
経由日数	なし
提出先	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・大阪市長居障がい者スポーツセンター
提出時期	随時
提出方法	専用（団体）使用承認書を各施設窓口へ提出してください。
手数料	居住地等、使用人数により異なりますので、施設担当者へお問い合わせ下さい。
相談窓口	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・大阪市長居障がい者スポーツセンター
ホームページ	舞洲障がい者スポーツセンター：http://www.fukspo.org/maishimassc/ 長居障がい者スポーツセンター：http://fukspo.org/nagaissc/
備 考	

整理番号	福祉一条申－25
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 － 6 2 0 8 － 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定管理予定者の選定
概 要	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・大阪市長居障がい者スポーツセンターにかかる指定管理予定者を 下記の基準に基づき選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例第19条
審査基準	（指定管理予定者の選定） 第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も 適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指 定管理予定者」という。）として選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図 られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3 ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	入所の許可等
概 要	大阪市立此花作業指導所に入所する者は、指定管理者からの施設の使用許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害者就労支援施設条例第 5 条
審査基準	（入所の許可等） 第 5 条 前条第 1 号に掲げる者が施設に入所しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、施設の管理上支障があると認めるときは、施設への入所を許可してはならない。
標準処理期間	1 ヶ月
経由日数	なし
提出先	大阪市立此花作業指導所
提出時期	随時
提出方法	入所申込関係書類を希望される施設へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立此花作業指導所
ホームページ	https://fukspo.org/konohana/
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立此花作業指導所にかかる指定管理予定者を下記の審査基準に基づき選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害者就労支援施設条例第13条
審査基準	（指定管理者の選定） 第13条 市長は、第11条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 設置の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3 ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 加入申込み
概 要	心身障がい者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。本事業に加入される場合には加入要件を満たす必要があります。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第2条、第3条、第5条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 心身障害者扶養共済条例施行規則第2条、第3条、第4条（昭和43年5月15日規則第65号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎加入申込者は次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 心身障がい者の扶養者であること ○「心身障がい者」とは、次のア～ウの要件のいずれかに該当する人で、将来独立自活することが困難であると認められた人をいいます。 ア. 知的障がい者 イ. 身体障がい者であって障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障がい者障がい程度等級表の1級から3級までに該当する者 ウ. 精神または身体に永続的な障がいのある者で、その障がいの程度がアまたはイに掲げる者と同程度と認められる者 ○「扶養者」とは、心身障がい者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）、父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族、または、心身障がい者と生計を同じくしている者で市長が適当と認めた人をいいます。 (2) 本市の区域内に住所を有する者であること (3) 年齢が65歳未満の者であること ○「年齢」は、年度初日の4月1日から翌年3月31日までを1事業年度とし、4月1日現在における年齢を基準とします。（この場合、年度途中で65歳になられても加入することは可能です。） (4) 加入時に特別の疾病または障がいを有せず、扶養共済契約の対象となる健康状態であること。 （この要件を満たしているかどうかは、「申込者告知書」により加入希望者が健康状態について告知し、福祉医療機構と契約する生命保険会社で審査することになっています。） (5) 一人の心身障害者について、二人以上の者が加入者とならないこと ◎本市に転入した方で、転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障がい者扶養共済制度に加入されていた方は、上記（3）及び（4）の規定にかかわらず、市長の承認を得て事業に加入できます。
標準処理期間	60日
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	心身障がい者扶養共済事業加入等申込書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 納付金減額申請
概 要	心身障がい者扶養共済事業に加入されている方が生活困難その他特別の事由により納付金の全額を納付できないと認められる場合は、納付金の減額ができます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第6条第3項 (昭和43年3月30日条例第19号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 心身障害者扶養共済条例施行規則第7条 (昭和43年5月15日規則第65号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎加入者について現に生活が著しく困窮していると認められるときは、納付金を3割減額することができますが、次に掲げる要件のいずれかに該当する必要があります。ただし、加入者が市内に住所を有しないときはこの限りではありません。 (1) 前年度の市民税を免除されまたは5割以上減額された者 (2) 災害を受けた者 なお、市長が特別の理由があると認めるときは、前記にかかわらず納付金を7割まで減額することができます。 ○「特別の理由」には、生活保護受給者である場合 (7割減額) などがあります。
標準処理期間	30日
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	心身障がい者扶養共済事業納付金減額申請書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 年金受取人指定承認申請
概 要	障がいのある方が心身障がい者扶養共済事業の年金の受け取りや管理が困難であるときは、加入者は、障がいのある方以外の方を年金受取人に指定することができます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第8条(昭和43年3月30日条例第19号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎心身障がい者以外の者を年金受取人に指定するときは、年金受取人について次に掲げる要件のすべてを満たすことが必要です。 (1) 加入者があらかじめ本人の同意を得た者であって、障がい者を理解し、誠意をもってその保護教育にあたると認められる者であること (2) 成年被後見人または被保佐人でないこと (3) 破産者であって復権を得ない者でないこと
標準処理期間	60日
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	心身障がい者扶養共済事業加入等申込書、年金受取人同意書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 年金受取人変更承認申請
概 要	加入者は、すでに指定している年金受取人を変更することができます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第9条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎加入者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、すでに指定している年金受取人を変更することができます。 (1) 年金受取人の指定について、すでに指定している年金受取人の同意が得られなくなった場合 (2) すでに指定している年金受取人が、心身障がい者を理解し、誠意をもってその保護教育にあたる者と認められなくなった場合 ただし、心身障がい者以外の者を年金受取人に変更するときは、変更する年金受取人についてア～ウに掲げる要件のすべてを満たす必要があります。 ア．加入者があらかじめ本人の同意を得た者であって、障がい者を理解し、誠意をもってその保護教育にあたりと認められる者であること イ．成年被後見人または被保佐人でないこと ウ．破産者であって復権を得ない者でないこと なお、心身障がい者以外の者を年金受取人に指定した場合において、年金受取人が次のいずれかに該当するに至ったときは、加入者は、速やかに年金受取人を変更しなければならない。 (1) 死亡したとき (2) 住所が不明となったとき (3) 成年被後見人または被保佐人 (4) 破産者であって復権を得ない者
標準処理期間	14日
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	氏名・住所変更届、年金受取人同意書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 年金申請
概 要	心身障がい者扶養共済事業の加入者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給されます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第10条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 心身障害者扶養共済条例施行規則第8条、第9条（昭和43年5月15日規則第65号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎年金の申請は、年金の受取人が申請書を提出して行いますが、次に掲げる要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 加入者が死亡した場合 (2) 加入者が市長の定める障がいの状態となった場合 ○次の場合で、独立行政法人福祉医療機構から年金給付保険金の支給を受けられなかったときは、年金は支給されません。 ・加入者が加入した日以後1年以内に自殺した場合 ・加入者が犯罪行為または死刑の執行によって死亡した場合 ・心身障がい者が故意に加入者を死亡させ、または障がいの状態にさせた場合 ・告知義務違反の場合 ・加入者の故意または重大な過失により障がいの状態になった場合 ・加入者の犯罪行為によって障がいの状態となった場合 ・加入者または年金受取人が故意または重大な過失によって虚偽の申告を行い、または申告を行わなかった場合 ○「市長が定める障がいの状態」 心身障害者扶養共済施行規則第8条第1項、同施行規則別表第3 参照
標準処理期間	60日
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	心身障がい者扶養共済事業年金支給申請書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 弔慰金の申請
概 要	心身障がい者扶養共済事業の加入者が生存中に、障がいのある方が死亡された場合は加入者に弔慰金が支給されます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第15条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 心身障害者扶養共済条例施行規則第10条（昭和43年5月15日規則第65号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎加入者の生存中に心身障がい者が死亡した場合は弔慰金を支給しますが、次に掲げる要件を満たすことが必要です。 (1) 加入期間が1年以上であること (2) すでに年金が支給されていないこと ○次の場合で、独立行政法人福祉医療機構から弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、弔慰金は支給されません。 ・加入者が故意に障がいのある方を死亡させた場合 ・加入者が故意または重大な過失によって虚偽の申告を行い、または申告を行わなかった場合
標準処理期間	申請日の属する月の翌々月の1日まで
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	心身障がい者扶養共済事業弔慰金支給申請書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 脱退及び口数追加加入者の地位の喪失
概 要	心身障がい者扶養共済事業の加入者が条例に定める状況になった場合は事業からの脱退や口数追加者としての地位を喪失するものとします。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第16条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次の各号の一に該当する場合においては、加入者は、事業から脱退するものとします。 (1) 心身障がい者が死亡したとき (2) 加入者が納付金を3月滞納したとき (3) 加入者及び心身障がい者が日本国内に住所を有しなくなったとき (4) 加入者が転出(新たに本市の区域外に住所を有することとなることをいう。以下同じ。)をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障がい者扶養共済制度に加入したとき (5) 加入者が事業からの脱退を申し出たとき また、次の各号の1に該当する場合においては、口数追加加入者としての地位を失うものとします。 (1) 口数追加加入者が追加納付金を3月滞納したとき (2) 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき
標準処理期間	申請日の属する月の翌々月の1日まで
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	加入者等脱退（減少）届書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 脱退一時金の申請
概 要	心身障がい者扶養共済事業の加入者が5年以上加入した後に、申し出により本事業から脱退したときは脱退一時金が支給されます。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第16条の2 (昭和43年3月30日条例第19号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 心身障害者扶養共済条例施行規則第10条の2 (昭和43年5月15日規則第65号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎加入者が心身障がい者扶養共済事業からの脱退または口数の減少を申し出たときに、加入期間(口数追加については口数追加加入者であった期間)が5年以上である場合は脱退一時金を支給します。
標準処理期間	申請日の属する月の翌々月の1日まで
経由日数	2日
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	加入者等脱退(減少)届書、心身障がい者扶養共済事業脱退一時金支給申請書、添付書類を住所地の各区保健福祉課保健福祉業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 いわき学園）
処分の名称	使用資格・使用許可等
概 要	大阪市立敷津浦学園の使用を希望する者は、指定管理者からの施設の使用許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害児入所施設条例第 5 条・第 6 条
審査基準	（使用資格） 第5条 学園を使用できる者は、次に掲げる者とする。 (1) 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定（以下「入所給付決定」という。）に係る児童 (2) 入所給付決定を受けた入所者（第24条の24第1項に規定する入所者をいう。以下同じ。） (3) 法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所の措置に係る児童 (4) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（18歳に達する日において第1号に該当する者であって、18歳に達する日の翌日において支給決定を受けた者又は支給決定を受けた日の前日において法第24条の24第1項の規定に基づき法第50条第6号の3に規定する障害児入所給付費等（法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費に限る。）の支給を受けていた入所者に限る。） (5) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第35条第1号の規定の適用を受ける者 (6) 短期入所に係る支給決定に係る障害児等 (7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の規定による措置に係る者 (8) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に係る者 (9) 日中一時支援の利用の決定（以下「利用決定」という。）に係る障害児等 （使用許可等） 第6条 前条第1号、第2号、第4号から第6号まで又は第9号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、入所給付決定を受けた者、短期入所に係る支給決定を受けた者、利用決定を受けた者又は同条第4号若しくは第5号に掲げる者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、学園の管理上支障があると認めるときは、学園の使用を許可してはならない。
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	なし
提出先	大阪市立敷津浦学園
提出時期	随時
提出方法	使用申込関係書類を敷津浦学園へ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立敷津浦学園
ホームページ	大阪市立敷津浦学園HP http://www.iwakigakuen.or.jp/institution/shikitsuura
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立敷津浦学園にかかる指定管理予定者を下記の基準に基づき選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害児入所施設条例第14条
審査基準	（指定管理予定者の選定） 第14条 市長は、第12条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請した法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という）として選定するものとする。 （１）住民の平等な利用が確保されること （２）法第４２条の目的に照らし学園の効用を最大限に発揮するとともに、学園の管理経費の縮減が図られるものであること （３）学園の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること （４）前３号に掲げるもののほか、学園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	３ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用の許可・使用許可の制限
概 要	早川福祉会館の貸室を利用するには、事前に使用申込書を提出し、指定管理者からの許可を得る必要があります。
根拠法令等 及び条項	早川福祉会館条例第5条・第6条
審査基準	（使用の許可） 第5条 会議室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 （使用許可の制限） 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、会議室の使用を許可してはならない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 営利を目的とするとき (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (4) 管理上支障があるとき (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (6) その他不適当と認めるとき
標準処理期間	即日または2日
経由日数	なし
提出先	早川福祉会館
提出時期	随時
提出方法	使用申込書を早川福祉会館へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	早川福祉会館
ホームページ	早川福祉会館HP https://fukspo.org/hayakawa/
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （ 0 6 - 6 2 0 8 - 8 0 7 5 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立早川福祉会館にかかる指定管理予定者を下記の審査基準に基づき選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立早川福祉会館条例第15条
審査基準	（指定管理者の選定） 第15条 市長は、第13条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。 （1） 住民の平等な利用が確保されること （2） 設置の目的に照らし会館の効用を最大限に発揮するとともに、会館の管理経費の縮減が図られるものであること （3） 会館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること （4） 前3号に掲げるもののほか、会館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3 ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (06-6208-8054)
処分課（担当）名	各区老人福祉センター指定管理者
処分の名称	老人福祉センター使用許可申請
概 要	大阪市立老人福祉センター条例第6条では、老人福祉センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立老人福祉センター条例第6条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げるすべての要件が必要です。 (1) 申請者が本市に住所を有し、60歳以上であること (2) 使用日時がセンターの供用時間内であること、休館日以外であること (3) 使用目的が老人福祉センターの事業に沿うものであること ○「老人福祉センターの事業」とは、以下の事業をいいます。 ・高齢者の生活に関する相談 ・高齢者の健康の増進及び地域福祉活動に関する情報の収集及び提供 ・講演会、講習会及び教養講座の開催 ・高齢者のレクリエーション活動の機会の提供 ・高齢者の地域福祉活動その他自主的活動の支援 ・その他市長が必要と認める事業 (4) 使用室に空きがあること (5) 会合者、その他入館者の予定人員が定員を超過しないこと (6) その他、市長が不適当と認める事由がないこと 上記の各号に該当する場合でも、個々の具体的ケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	各区老人福祉センター
提出時期	随時
提出方法	各区老人福祉センター窓口へ申請。
手数料	なし
相談窓口	各区老人福祉センター
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370446.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (06-6208-8054)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	老人福祉センター指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立老人福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（指定管理者）に行わせることとしており、その指定に当たっては、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理予定者として選定することとしています。
根拠法令等 及び条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項 大阪市立老人福祉センター条例第15条 （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
審査基準	◎老人福祉センターの指定管理者の指定を受けようとする法人等から、事業計画書等の必要書類を添付した指定管理者指定申請書の提出があった場合、次に掲げる基準に適合し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を選定することとなります。 （1）住民の平等な利用が確保されること （2）目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること （3）センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること （4）センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	4ヶ月
経由日数	なし
提出先	福祉局高齢者施策部高齢福祉課
提出時期	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載の提出時期によります。
提出方法	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載する提出書類を福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ提出。
手数料	なし
相談窓口	福祉局高齢者施策部高齢福祉課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370446.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険料に係る延滞金の減免
概 要	介護保険料を納期限までに納付しないときには、納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じ、延滞金を課します。ただし、申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除します。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例 第13条第2項 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険条例施行規則 第25条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険料延滞金減免基準 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000201787.html ） 大阪市介護保険料延滞金減免事務取扱要領 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000201798.html ）
審査基準	【大阪市介護保険料延滞金減免基準】 第1号被保険者が、次のいずれかの要件を満たしているとき、延滞金を減免することができます。 （1）第1号被保険者の属する世帯が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、第1号被保険者が保険料の減免に該当した場合 （2）第1号被保険者の属する世帯の世帯が、死亡、心身の重大な障がい、又は長期間の入院、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少し、第1号被保険者が保険料の減免に該当した場合 （3）第1号被保険者が保険料の給付制限減免に該当した場合 （4）第1号被保険者が保険料の生活困窮者減免に該当した場合 （5）第1号被保険者が生活保護を受給している、又は境界層措置を受けている場合 （6）第1号被保険者が介護保険料賦課処分について不服審査請求又は訴訟等を提起した場合 （7）第1号被保険者が破産宣告、又はその財産について滞納処分を受け、保険料の納付が著しく困難になった場合 （8）第1号被保険者が所在不明等の理由により、公示送達により納付通知を行ったなどで、保険料の納付が著しく困難な場合 （9）第1号被保険者が税や国民健康保険など他の制度により納付金の減免を受けた場合 （10）その他やむを得ない理由により保険料の納付が困難となった場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険料延滞金減免申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、印鑑、減免理由を証明する書類をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000201798.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-43
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険料の徴収猶予
概 要	第1号被保険者が、災害その他特別の理由により納付すべき介護保険料を一時に納付することができないと認められる場合には、納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収を猶予することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例 第14条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険条例施行規則 第27条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654139.html ）
審査基準	【大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準】 第1号被保険者が、次のいずれかの要件を満たしているとき、保険料の徴収を猶予することができます。 （1）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき （2）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、死亡、心身の重大な障がい、又は長期間の入院により、収入が著しく減少したとき （3）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したとき （4）当該年度の市民税の徴収猶予を受けた場合 （5）その他保険料を一時に納付することができないと認められる場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険料徴収猶予申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、徴収猶予申請理由を証明する書類をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654139.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険料の減免
概 要	第1号被保険者が、災害その他特別の理由により介護保険料の納付が困難な場合には、その申請に基づいて当該世帯の収入などを勘案のうえ、保険料を減免します。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例 第15条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険条例施行規則 第29条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654139.html ） 大阪市介護保険料減免事務取扱要領 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654141.html ）
審査基準	【大阪市介護保険料徴収猶予及び減免基準】 第1号被保険者が、次のいずれかの要件を満たしているとき、保険料を減免することができます。 （1）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その損害の程度が3割以上の場合 （2）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、死亡、心身の重大な障がい、又は長期間の入院により、収入が著しく減少したとき （3）第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したとき （4）第1号被保険者が介護保険法第63条の規定による保険給付の制限を受ける場合 （5）市町村民税世帯非課税の第1号被保険者（生活保護受給者、境界層該当者、養護老人ホーム入所者を除く）の属する世帯について、生活に困窮している場合で次の全てに該当する場合 ・当該世帯の年間収入が基準額以下である ・扶養義務者の扶養を受けていない ・活用できる資産を有しない ・介護保険料を滞納していない
標準処理期間	翌月第一開庁日（翌月中に通知）
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険料減免申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、減免理由を証明する書類をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654141.html
備 考	

整理番号	福祉一条申－45
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪市立弘済院管理課（附属病院グループ・施設運営グループ） （ 06－6871－8013 ・ 06－6871－8020）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	弘済院附属病院及び弘済院第 2 特別養護老人ホームの減免申請
概 要	大阪市立弘済院条例では、市長は、特別の事由があると認めるときは、弘済院附属病院及び弘済院第 2 特別養護老人ホームの使用料及び診断書等の手数料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立弘済院条例第13条第 4 項
審査基準	弘済院附属病院の使用料及び診断書・検案書・証明書の発行手数料の減額及び免除基準は、下記のとおり。 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者に準ずる状態にあると認める者 弘済院第 2 特別養護老人ホームの使用料の減額基準は、下記のとおり。 1 次の各号のいずれにも該当する者に対しては、大阪市立弘済院条例第13条 1 項各号に定める使用料の額から介護保険法第18条保険給付（同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第 9 号に規定する高額介護予防サービス費を除く。）として支給を受けるべき額を控除した額の100分の25（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）にあっては、100分の50）を減額することができる。 （1） 減額を受けようとする入所者の属する世帯に係る減額を申し出た日の属する年の前年の収入の総額が1, 500, 000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者 1 人につき500, 000円を加算した額以下であること （2） 減額を受けようとする入所者の属する世帯に属する者の所有する預貯金の額及び換価が可能な資産の価額の総額が3, 500, 000円に当該世帯に属する当該入所者以外の者1人につき1, 000, 000円を加算した額以下であること （3） 前号に掲げるもののほか入所者の属する世帯に属する者の所有する資産を考慮し、使用料の支払能力があると認められないこと （4） 入所者の属する世帯に属しない者に扶養されていないこと （5） 減額を受けようとする入所者が介護保険法第129条に規定する保険料を滞納していないこと 2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の 2 第 6 項若しくは第7項又は第29条の 2 第 6 項若しくは第 7 項の規定の適用を受ける者（当該入所者に係る前項の規定による減額後の使用料の額から大阪市立弘済院条例施行規則第 3 条第 2 項、第 5 項及び第 8 項に定める額に相当する額を控除した額が15, 000円以下である者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「の額から介護保険法第18条に規定する保険給付（同法第40条第11号に規定する高額介護サービス費及び同法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費を除く。）として支給を受けるべき額を控除した額」とあるのは「のうち大阪市立弘済院条例施行規則第 3 条第 2 項、第 5 項及び第 8 項に定める額に相当する部分」とする。
標準処理期間	6ヶ月
経由日数	経由なし
提出先	大阪市立弘済院附属病院及び第 2 特別養護老人ホーム
提出時期	随時
提出方法	各施設へご相談ください
手数料	なし
相談窓口	大阪市立弘済院管理課（附属病院グループ・施設運営グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000507381.html
備 考	

整理番号	福祉一条申-46
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課（指定管理者）
処分の名称	使用許可
概 要	心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する一部として、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設及び児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターがあり、同施設は指定管理者が管理しています。同施設を利用するにあたっては指定管理者の使用許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第6条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第7条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第10条
審査基準	(使用資格) 第6条 障害者支援施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定による措置に係る者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項の規定による措置に係る者 (4) その他市長が必要と認める者 2 児童発達支援センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(以下「通所給付決定」という。)に係る児童 (2) 児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置に係る児童 (3) 障害児相談支援を受ける者 (4) 計画相談支援を受ける者 (使用許可) 第7条 前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)が障害者支援施設を使用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。 (準用) 第10条 前3条の規定は、第6条第1項第4号に掲げる者の障害者支援施設の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と、第8条中「介護給付費受給者」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と読み替えるものとする。 2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。
標準処理期間	2カ月
経由日数	なし
提出先	大阪市更生療育センター（指定管理者）
提出時期	随時
提出方法	提出方法については直接大阪市更生療育センターにお問い合わせください。
手数料	必要ありません
相談窓口	大阪市更生療育センター（指定管理者）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189535.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06-6797-6501)
処分課（担当）名	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
処分の名称	障害者支援施設の使用許可
概 要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第10条及び同施行規則第2条では、障がい者支援施設の使用については、以下に掲げる者で、かつ、市長の許可を得なければならないことを定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第10条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター施行規則第2条
審査基準	◎身体障がい者通所肢体訓練事業で施設を使用するためには、次の要件を満たすことが必要です。 (1) 大阪市内に居住し、15歳以上で原則として身体障がい者手帳を所持していること (2) 通所可能で訓練意欲を有し、かつ、訓練の成果が期待できること ○「通所可能」とは、本人単独かあるいは家族等に付添ってもらい、センターまで通うことができることです。 ○「訓練の成果が期待できる」かどうかは、センターが医学的、理学的、心理学的に判定します。 (3) 訓練に支障のある病気にかかっていないこと ○「訓練に支障のある病気」とは、体力的に訓練に耐えられない重い心臓病や呼吸器等の病気のことで。 (4) センターの訓練、指導に適応できること ◎身体障がい者通所言語訓練事業で施設を使用するためには、次の要件を満たすことが必要です。 (1) 大阪市内に居住し、15歳以上で原則として身体障がい者手帳を所持していること (2) 失語症・構音障がいの言語障がいであること ○「失語症・構音障がい」の診断はセンターが行います。 (3) 通所可能で訓練意欲を有し、かつ、訓練の成果が期待できること ○「通所可能」とは、本人単独かあるいは家族等に付添ってもらい、センターまで通うことができることです。 ○「訓練の成果が期待できる」かどうかは、センターが医学的、心理学的に判定します。 (4) 訓練に支障のある病気にかかっていないこと ○「訓練に支障のある病気」とは、体力的に訓練に耐えられない重い心臓病や呼吸器等の病気のことで。 (5) センターの訓練、指導に適応できること
標準処理期間	8週間
経由日数	なし
提出先	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
提出時期	随時
提出方法	まずは、上記担当部署に電話予約をとっていただき、面接・判定を行います。その際、診療情報提供書及び画像情報をお持ちください。また、通所訓練申請書と通所確認書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189535.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター診療所 （担当） （06－6797－6567）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用料及び手数料の減免申請
概 要	当センター診療所を受診された方の一部負担金は、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第12条第1項により、使用料として、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額について「使用料」として徴収している。 また、「手数料」については、同条例第12条第3項により、診断書、証明書等の交付を請求される方に対して徴収することと定められている。 「手数料」を必要とする具体例としては、公的年金受給のための診断書、障がい者健康診査での健康診断書、発達障がいについての精神障がい者保健福祉手帳申請のための診断書等があり、手数料は作成内容によって、1,000円から5,000円の範囲で徴収している。 なお、下記「根拠法令等及び条項」により、「使用料」又は「手数料」を減免することができる場合について定められている。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第12条第4項、同施行規則第6条
審査基準	使用料及び手数料の減免については、条例第12条第4項及び同施行規則第6条において規定されており、次のいずれかに該当する場合である。なお、申請については本人又は保護者が行うことが必要となっている。 (1)生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2)市長が前号に準ずる状態にあると認める者 (3)その他市長が必要と認める者 なお、条例第12条第5項の規定により、「法令その他に基づく療養費の支給を受ける者については、その療養費の範囲内において所定の使用料又は手数料を徴収する。」
標準処理期間	当日～数日
経由日数	なし
提出先	福祉局 心身障害者リハビリテーションセンター診療所
提出時期	随時
提出方法	申請については、本人または保護者が上記担当部署窓口で行う。
手数料	なし
相談窓口	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター診療所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189517.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課
処分の名称	指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例に定める障害者支援施設、児童発達支援センターの運営にかかる指定管理予定者を下記の審査基準に基づき選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第18条
審査基準	(指定管理予定者の選定) 第18条 市長は、第16条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 設置の目的に照らし代行施設の効用を最大限に発揮するとともに、代行施設の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 代行施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、代行施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3 か月
経由日数	なし
提出先	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 管理課
提出時期	指定管理者募集要項に記載します。
提出方法	指定管理者募集要項に記載された必要書類等を担当へ提出願います。
手数料	なし
相談窓口	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター管理課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000181355.html
備 考	